

第 50 回広島県建設工事紛争審査会総会 議事録

- 1 日 時 令和 7 年 1 月 23 日（木） 14：00～15：50
- 2 場 所 広島市中区基町 10 番 52 号
広島県庁北館 第 1 会議室
- 3 出席委員 佐々木（和）委員（会長）、林委員（会長代理）、谷脇委員、
風呂橋委員、森友委員、近藤委員、宮地委員、中原委員、鷹廣委員、
井上特別委員、上野特別委員、宮本特別委員（野口委員は欠席）
- 4 議 題
(1) 紛争処理状況について
(2) 会長代理の選任について
(3) 審理状況について
- 5 担当部署 広島県土木建築局土木建築総務課法務グループ
TEL(082)513-3813（ダイヤルイン）
- 6 会議内容

《開会》

○司会 ただ今から、第 50 回広島県建設工事紛争審査会総会を開催いたします。

私は、本日司会を務めさせていただきます広島県の土木建築総務課の檜山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、広島県の上田土木建築局長が御挨拶を申し上げます。

○上田局長 広島県 土木建築局長の上田でございます。

第 50 回広島県建設工事紛争審査会総会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、佐々木会長をはじめ、委員の皆様方には、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様方には、日頃から建設工事に係る紛争の解決のために御尽力を賜り、心からお礼を申し上げます。

この建設工事紛争審査会は、御承知のとおり、建設業法の規定により、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、国土交通省と各都

道府県に設置されているものでございます。

本県の紛争審査会では、平成元年度以降、約 140 件の事件を取り扱っており、今年度もこれまでに 5 件の申請がございました。

中央審査会を含む、全国の都道府県で見ますと、近年は、1 年に 120 件前後で推移しておりましたが、昨年度は 143 件と若干増加しております。

当審査会事務局への請負契約上のトラブルや手続き利用に関する相談件数につきましても、増加傾向にあり、その背景としましては、消費者の権利意識の高まりや、原材料価格の高騰に起因する資材調達の遅延、工期の延長などが考えられます。

当審査会への申請に至る事案につきましては、裁判外の紛争解決機関の大きな特徴である、簡便で早期解決が図られるという利点がある一方で、裁判制度と異なり、当事者双方の口頭での主張や、任意提出の資料が、判断に影響することも少なくないため、委員の皆様方には、御苦勞をおかけする場面もあるのではないかと考えております。

委員の皆様方には、引き続き、広島県建設工事紛争審査会の運営に対する、御指導、御協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。続きまして、佐々木会長から御挨拶をいただきます。

○佐々木会長 佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、ご多忙にもかかわらず、委員の皆様方には第 50 回広島県建設工事紛争審査会総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

この会議は、委員の皆様に取り組んでいただきました紛争事件について情報交換を行うとともに、今後の審査を効率的・効果的に進めていく上で必要な研究等を行い、当審査会の一層の充実を図る場でございます。

詳細は後ほど、担当委員から御説明いただきますが、前回の総会から本日に至るまで、計 4 件の事件について審理を開催しました。事件を担当された委員の皆様には、紛争の解決のため御尽力をいただき、この場を借りてお礼を申し上げます。

さて、本日は、議事終了後に、国土交通省中国地方整備局 建政部都市・住宅整備課の中古様より御講演をいただくこととしております。住宅品確法の概要や住宅性能表示制度について御解説いただきます。

当審査会で取り扱う事件の多くは、住宅に関するものでありますので、本日の御講演は、大変意義深いものであると考えております。

皆様、お忙しい中ではありますが、貴重な機会ですので、どうか時間の許す限り、情報交換をしていただき、今後の紛争解決の参考となる会議となりますようお願いいたしまして、開会のあいさつとさせていただきます。

きます。

○司会 ありがとうございます。

さて、それではまず、皆様の机上にお配りしました資料の確認をさせていただければと思います。資料といたしまして、

- 総会の次第と配席表を綴じたもの
- 当審査会の委員名簿
- 「紛争処理状況の報告」と題する資料
- 「審理状況の報告 別添資料一覧」と記載された一覧表と別添資料を綴じたもの
- 「ADR に関する改正」と表題のあるパンフレット
- 当審査会及び審査会委員に関する関係法令の抜粋
- 講演資料として「住宅性能表示制度及びその関連制度について」と表題のある資料

以上、7種類でございます。

過不足がありましたら、挙手にてお知らせください。

次に、前回の総会以降、委員の方々に、人事異動がございましたので、改めまして、事務局からお一人ずつ、委員の紹介をさせていただきます。

お手元にお配りしております委員名簿を、あわせてご覧ください。

まず、当審査会会長の佐々木和弘委員、

続いて、会長代理の林康文委員

続いて、谷脇裕子委員、

続いて、風呂橋誠委員、

続いて、森友隆成委員、

続いて、近藤いずみ委員、

続いて、宮地正人委員、

続いて、中原良子委員、

続いて、鷹廣純委員、

続いて、井上徳宣特別委員、

続いて、上野浩司特別委員、

続いて、宮本通孝特別委員。

次に、新たに就任された委員を御紹介します。

本日は御都合により欠席されていますが、令和6年5月1日付けで、倉田まゆみ様に、新たに委員に御就任いただきました。

続きまして、同じく本日は御欠席ですが、令和6年7月1日付けで、高田由美様に、新たに委員に御就任いただきました。

最後に、退任された委員でございます。

建築分野の細田みぎわ様は、令和6年4月30日をもちまして、また同じく建築分野の神岡千春様は、令和6年6月30日をもちまして御退任されました。

委員、特別委員の皆様には、今後とも、紛争処理の解決に向けまして、

お力添えをよろしくお願いいたします。

事務局からのご案内は、以上でございます。

ここで、上田局長は、所用により、退席をさせていただきます。

○司会 それではここからの議事の進行は、佐々木会長、よろしくお願いいたします。

《議題（１） 紛争処理状況について》

○佐々木会長 それでは、ここからは、私が議長として進行を務めさせていただきます。

まず、本日の総会には、12名の委員・特別委員の皆様にご出席いただき、委員定数（15名）の過半数を満たしておりますので、建設業法第25条の6第2項の規定により、本会議は成立しております。

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事は、「紛争処理状況の報告」、「会長代理の選任」、「審理状況の報告」の3件でございます。

また、議事終了後、講演を開催する予定となっております。

それでは、事務局から「紛争処理状況の報告」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 紛争処理の概要について説明します。

お手元にお配りしております『紛争処理状況の報告』と題する資料の表紙をめくっていただきまして1ページ目をご覧ください。

当審査会における審査件数につきましては、1にありますとおり、昭和47年に統計を取り始めて以来、合計191件となっております。

あっせん・調停・仲裁の区分の内訳は、2のとおりでございまして、調停が最も多く申請されております。

今年度は、表の下の部分に網掛けをしておりますが、現時点で、あっせん2件、調停3件の計5件の申請がありました。そのうち、あっせん1件と調停1件が現在も係属中でございます。

続きまして、グラフの下にあります「3 事件結果区分内訳」についてでございます。申請のあった191件のうち、約半数の95件が解決に至っております。

解決事件95件のうち、36件は仲裁事件でございます。そのため残りの59件が、調停またはあっせんで解決した事件ということになります。調停とあっせんの申請件数は155件でございますので、このうちの59件、約38%が、当事者間の和解合意により解決しているということになります。

その下の「4 申請人の内訳」をご覧ください。注文者からの申請が101件とやや多くなっているところでございます。

続きまして、資料の2ページをご覧ください。

「5 請負人の内訳」でございます。区分にあります「許可業者」という

のは、建設業法に基づく建設業許可を指しております。当審査会で取り扱う事件の請負人のうち、7割超が、広島県知事許可業者となっております。

次に「6 工事種類別内訳」でございます。

公共・民間の別でいいますと、民間工事がほぼ9割、工事内容では、建築工事が8割を占めておりまして、ここ数年この傾向が続いております。

最後に「7 紛争相談件数」、こちらは事務局にあった相談件数でございます。申請には至らないものを含めて、令和4年度は33件、令和5年度は18件、令和6年度は先月末時点で36件となっております。

昨年度と比較しまして、相談件数が増加している背景としては、4年前にコロナ渦の状況があり、そのときには住宅の注文やリフォームが少なくなっていました。コロナ渦が明けてその数が増加、平常に戻り、紛争の件数も増加しているのではないかと考えられます。紛争処理状況の概要につきましては、以上でございます。

また、この場をお借りしまして、資料の補足をさせていただきたいと思えます。裁判外紛争解決手続に関する改正と題する法務省のパンフレットですが、こちらは、仲裁の手続きに関係してくるものであるため、配布をさせていただいております。仲裁事件の中で具体的に検討していくことになろうかと思いますが、改正の詳細につきましては省略させていただきます。以上でございます。

○佐々木会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、質問等ございますでしょうか。

(質疑なし)

《議題（2） 会長代理の選任について》

○佐々木会長 それでは、続きまして次の議事である「会長代理の選任」に移らせていただきます。

現在、会長代理を務めていただいております林委員が、今年の9月27日をもって、5期の任期満了により御退任をされる予定となっております。

つきましては、これまで林委員にお務めいただきました会長代理の後任の選任に関しまして、本日の総会で、皆様にお諮りしたいと思います。

会長代理の選任につきましては、建設業法第25条の2第5項の規定により、委員の互選によって選任することとなっております。

どなたか、適任と思われる方の御推薦などいただけますでしょうか。

○林会長代理 私としましては、杉田委員にお願いしてはどうかと思っております。

○佐々木会長 そのほかに、御推薦などございませんでしょうか。

(推薦等意見なし)

○佐々木会長 本日、杉田委員は御欠席ですが、この点について事務局から補足はありますでしょうか。

○事務局 はい、杉田委員は御欠席ですが、本日、会議で会長代理に選任された場合にはお引き受けいただけると伺っております。

○佐々木会長 わかりました。それでは皆様にお諮りいたします。

次の会長代理に、杉田委員を選任するということで、皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐々木会長 ありがとうございます。皆様からご了解をいただきましたので、次の会長代理は、杉田委員にお願いしたいと思います。

杉田委員には、事務局から連絡をお願いします。

林委員におかれましては、1年間会長代理をお務めいただきありがとうございました。残りの期間も引き続きよろしくお願いいたします。

《議題（３） 審理状況について》

※非公開により内容は省略

《講演》

○司会 それでは、皆様お揃いですので、これから講演に入ります。

本日は、国土交通省 中国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課の中古淳法様に講師をお願いいたしまして、住宅の品質確保の促進等に関する法律の概要や住宅性能表示制度について、ご講演をいただきます。

それでは、中古様よろしくお願いいたします。

○中古様 （講演）

○司会 ありがとうございました。ただいまのご講演につきまして、何かご質問などございますでしょうか。

(質問なし)

ないようですので、以上で講演会を終了いたします。中古様、本日は大変有意義なご講演をいただき誠にありがとうございました。

皆様、今一度大きな拍手をお願いします。

○司会 それでは、以上をもちまして、建設工事紛争審査会総会を終了いたします。
本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

7 会議の資料名

- (1) 第 50 回広島県建設工事紛争審査会総会次第
- (2) 第 50 回広島県建設工事紛争審査会総会出席者名簿
- (3) 配席表
- (4) 紛争処理の概要
- (5) ADR に関する改正（法務省パンフレット）
- (6) 当審査会及び審査会委員に関する関係法令の抜粋